

【所属名：総務部 財政課】

【会議名：令和4年度第1回入札監視委員会】

会 議 録

作成日 令和4年8月5日

日	令和4年7月29日	時間	14:00～15:55	場所	市民会館3階会議室
件名	(議題) 入札、契約制度について 抽出案件の審議について				
出席者	【出席者】 沢田克己(委員長)、保科正晴(副委員長)、池田隆明、小村 隆、高橋 登 【事務局ほか】 井川副市長、総務部 渡邊部長 財政課 山口課長、磯貝補佐、佐藤検査監、山崎主事、池田主事、井伊主査 【担当課】 ガス水道局 山田次長、鍋島係長、荻野主査 都市政策課 高畑主査				
	傍聴者定員		一人	傍聴者数	3人

会議要旨

1	開 会
2	市長あいさつ
3	委嘱状の交付
4	委員及び出席職員自己紹介
5	会長及び副会長の互選(事務局提案のとおり) 委員長 沢田克己委員 副委員長 保科正晴委員
6	入札・契約制度について (1) 糸魚川市の入札・契約制度の概要 事務局 資料No.1に基づき説明 委員長 確認だが、執行伺について、今までは担当課であれば、財政課に提出した後も見ることができたことは、どのように変更されたのか。 事務局 今までは、財務会計システムで執行伺を作ると、そこに工事の予定価格が類推される数字が記載されており、入札の期間中もずっと所管課では、見ることができたが、担当課の部署内の決裁が終わった段階で、財政課の方に引き継ぐというような処理をすることによって、引き継いだ後は所管課では、入札が終わるまでそのシステム上で見ることができないという形で改正をした。 委員長 以前は担当課であれば担当してなくても入れたということか。 事務局 担当課の職員であれば、システムの権限が与えられており、見ることができたが、完全に見えないような形をとったということである。 委員 令和4年3月に改正された中央公契連モデルへの変更は行う予定か。 事務局 こちらに情報が届いたのは令和4年3月であったことから、各事業者への周知

も必要であり、今年10月1日からの改正に向けて準備している。

委員長 新しいモデルはどのような変更か。

事務局 一般管理費等が、今回の改正で0.68に変わった。従来の最低制限価格よりは、高い金額が設定されるようになる。

委員 今回の対象となる工事の範囲というのは、いわゆる教育委員会、ガス水道局の部署も入るという認識でよいか。

事務局 教育委員会の部分も、本来であれば会計も別だがガス水道局の方も、入札については、財政課の方で一括実施している。

(2) 委員会の概要

事務局 資料No.2に基づき説明

7 発注状況について

事務局 資料No.3に基づき説明

委員 性能発注方式の落札率は低くなる傾向があるのか。

事務局 旧ごみ処理施設の解体工事は最低制限価格を設けない代わりに低入札価格調査を実施しており、あまりに金額が低い場合は品質確保の関係もあり、調査を行っている。特に解体工事は業者の体制によって、大きく落札率が下がる傾向にあり、参加者数も多く、競争も働くことから低い傾向にある。

委員 契約一覧の表にある参加者数、落札率について、実際に何者が予定価格を下回ったかのデータを示してほしい。

事務局 一覧表は、抽出の際の参考として配布した。実際に抽出する際には、どのような入札が行われたか経過を記載した資料も示す中で選んでいただきたいと考えている。

委員 大体、年間200件から300件ぐらいある中で、第1四半期、4月から6月までで53件しかないっていうのは、やっぱりちょっと少ないのではないか。いろいろあると思うが、感覚的には、第1四半期と第2四半期でおそらく全体の工事の発注の中で7割ぐらいは、発注していないといけないのではないか。

事務局 11月、12月になると雪の心配があるので、委員が言われたように、大部分を第1第2四半期で出したいというのは市も努力をしなければいけない。その中で補助事業は、どうしても国の補助金の決定がないと着手ができない懸念がある。その部分をクリアする中でも、今は債務負担行為などの手法もあるので、できれば、年度を跨ぐような形で気候のいい時期に工事の発注が行われるよう、早期発注に努めるよう心がけている。どうしても補助事業を行うとなると、発注が遅れてしまうことがあるので、何とか財源を調整しながら、前倒しか、早期発注で気候のいい時期に工事ができるようにしたい。

7月で35件ぐらい入札をしているので、少し、第2四半期に偏っており、他にも新型コロナの影響などがあり、国の補助金も少し出だしが遅れたものもある。7月あたりに集中してきているので、第2四半期でかなり件数が多くなったと認識している。今、工事の平準化ということが課題になっているので、債務負担行為なども活用する中で、平準化を図る手法を検討しているところであり、

少し前倒しできるような部分も、今後取り組んでいきたいと考えている。

8 審議

抽出案件 (No.1)

事務局 資料No.4の抽出案件の概要No.1に基づき説明

委員 県内に拡大したということだが、2回目の公告での応札者数は。

事務局 設計内容を見直し、市内から県内に広げても応札者は1者であった。

委員長 難しい工事であったのか。

事務局 既存の下水道処理施設を改造する工事であり、昨年度から機械電気設備を改築するということにあわせ解体、撤去した後に、その施設を改築するという工事である。特殊といえば、通常の土木工事から見れば特殊といえば特殊な工事になる。受注業者は元々の施工業者である。

委員 1回目不調だったということで、結果は多分公開されたと思うが、1回目の入札金額は、高くなっていると考えてよいか。

事務局 公開するとその次の入札に支障が出るため、不調になった案件は予定価格、参加者を含めて公開していない。

委員 1回目に入札した会社は自分の入れた札が予定価格を上回っていることはわかることになり、2回目の入札時は公平ではないのではないのか。

事務局 設計内容を見直しているため、そのような認識は持っていない。

委員 実際、仕事をする業者は、そんなに魅力的な金額ではないと判断した。もちろん、受注する側の業者の努力が必要であり、発注側のマネジメントも重要である。例えば入札の時期、金額は同じであっても、繁忙期でなくて、閑散期に発注するなど魅力を上げるということを発注者も考えていくべきである。

1回目入札で応札しているので2回目は多分金額をかなり下げた形で、もちろん設計は変わっていると思うが、応札されたということなので、金額が大きいことから、対策を考えるべきではないか。

事務局 前回の第三者委員会の中でも、競争力を高めていくためには、業者に対して、魅力ある工事、仕事というものを作っていかなければならないと意見をいただいている。今回も工期的なところなど、設計に対しても特殊な部分での積算が必要になるような業務であったということもあるので、積算するにも時間がかかった、金額の面で十分計算するための余裕がなかったのではないかと、ということも、庁内では話をしていた。施工時期等、それぞれ考えた中でしっかりと取り組んで参りたい。

委員 今まで魅力などの話もあったが、この工事は今年で全部やらなきゃいけないのかわからないが、確か改修だと、非常に設計は難しいと思う。業者は仕方なく落札したかもしれないが今度下請にいったときに、下請が叩かれるのではないかと。そういうことにならないように、設計、時期も含めて工事のやり方も考えてやっていただきたい。

委員長 積算の内容がわからない。共通仮設費とか管理費など組み合わせて、最終的な設計になっている。積算根拠がわかる資料もいただきたい。

事務局 今回初めてということで、資料の方も相談しながら用意したが、おっしゃられ

るように、今後は審議いただく際に、この案件についてはこういった資料も欲しいということ、あわせてお伝えいただければ、用意する中でご審議をいただけるように、次回以降対応させていただきたい。内容によっては、設計内容で細かいものに入っていくと、まだ実際やっている工事については非公開のものもあるので提示できないものもあるが、公開できる範囲の中で対応させていただきたい。

抽出案件 (No.2)

事務局 抽出案件の概要No.2に基づき説明

委員 役所側の見積りの金額と、業者の数字をチェックする必要があるのではないか。入札の場合、価格表など建設物価版みたいなものであっても、実際は安く購入でき、企業の規模が大きいと共同購入をして、かなり安く買える業者もある。委員長 金額の部分についても、現状に合わせて、時間がかかるかもしれないが、分析していただきたい。

委員 どのような工事内容か。

事務局 中学校2校と小学校の特別教室にエアコンを設置する。

委員 設計自体をもうちょっと早くできなかったものか。学校だから夏休みとか冬休みに工事やるのであれば、設計だけでも早めにやるとか、次から考えていただけると非常に効率よく施工できるのではないか。

事務局 今年度の夏に向けて整備する工事ではなかったが、今ほど言われるように、その設計については、やはりもう少し早く行われるよう検討したい。ただ、なかなか同一年度で設計と工事は厳しいので、設計については、できる限り前年度ということで進めており、ご意見いただいたように努めて参りたい。

抽出案件 (No.3)

事務局 抽出案件の概要のNo.3に基づき説明

委員長 最近の官製談合の傾向として最低制限価格を求めることが結構多い。書いたものはないが、最低制限価格とぴったり同じということである。まず、490とか、だから、他の1番とか、4番とか、2者が490万になっている。これが普通である。あえてこれを489万円とすることは不自然である。

委員 もちろん入札は、計算式が同じであれば、基本的に同じような数字になる。今回のその詳細な設定内容はわからないが、簡単な積算ができるような仕事もあれば、先ほどの、二つの案件のように、なかなかそのお金が合わないような、工事もあるので、この業務は金額を比較的計算しやすいかどうか。

さらにその最低制限価格に近づけるとい意味だと何%ぐらいで発注するのだろうかということがわかった上で、積算しなければならない。談合に近いような状況に似ているのではないか。この業者がそうだと決まっているわけではないが、少し調べてみてもいいのではないか。

事務局 こういった案件があったということに対して、今ご意見をいただいておりますので、確認させていただきたいと思うが、担当課の方からは、今回の設計業務について、本当に一般的な、単価を用いて設計できるものということで、設計、積算する場合もかなりの精度で、設計ができる内容と聞いている。最低制限価

格の計算の仕方を説明したが、公開しているなので、設計さえ、しっかりとできていれば、最低制限価格の算出については、それに当てはめるだけである。

次回の開催について

事務局 次回開催は、11月を予定しており、追って日程の調整をさせていただきたい。
また抽出案件は委員には前もって、相談させていただきたい。

9 閉 会